

隠岐の島町 お知らせ便

第346号（令和4年2月17日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

※新型コロナウイルス感染状況により、内容が変更となる場合があります。

掲載記事一覧

- ① コロナワクチン追加接種会場への送迎について
- ② 「隠岐の島町地域防災計画(案)」パブリックコメントの募集について
- ③ 自動販売機設置事業者の募集について
- ④ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
- ⑤ 「こころの健康相談」について
- ⑥ 自然観察会イベントの開催について

① コロナワクチン追加接種会場への送迎について

65歳以上の方の追加ワクチン接種会場が、前回（隠岐病院）から隠岐の島町役場に変更になりましたので、隠岐病院から隠岐の島町役場までの移動が困難な方については、その区間を送迎車で無料送迎いたします。

隠岐病院着のバスを降りましたら駐車しているタクシーに行き先を「隠岐の島町役場まで」とお伝えください。

駐車していない場合は、電話2・5670にご連絡ください。

なお、ご自宅から隠岐病院までは公共交通機関等をご利用ください。

▼対象日

3月13日（日）、3月20日（日）、4月10日（日）

▼運航区間

隠岐病院から隠岐の島町役場の往復

▼運航時間

隠岐病院発着のバスにあわせ運航します。

問 役場保健福祉課 健康係
TEL 2・8562

② 「隠岐の島町地域防災計画(案)」パブリックコメントの募集について

町では、近年発生した災害の教訓や国の災害対策基本法など各種法令の改正や防災基本計画、島根県地域防災計画の修正にあわせて、隠岐の島町地域防災計画の修正を行っています。

この度、隠岐の島町地域防災計画（案）を公表し、パブリックコメントを募集いたしますので、ご意見をお聞かせください。

▼募集期間

令和4年2月10日（木）～令和4年3月14日（月）まで

▼閲覧場所

役場総務課 危機管理室
各支所・出張所窓口
隠岐の島町図書館

▼提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メールで受付いたします。

▼提出様式

閲覧場所にて配布又は役場ホームページからダウンロードできます。

▼公表

提出いただいたご意見に対する町の見解について、氏名などの個人情報を除き、概要をホームページや各閲覧場所で公表いたします。

なお、個別の回答は行いません。
問 役場総務課危機管理室
TEL 2・2111

③ 自動販売機設置事業者の募集について

町有財産に自動販売機を設置する事業者を以下のとおり募集します。

▼設置対象施設

隠岐の島町図書館
（1か所・1台）

▼貸付期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日まで

▼貸付料

提案歩合率による
縮 令和4年3月3日（木）午後5時15分まで

（郵送の場合も同日必着）

申 必要書類を左記へ持参または郵送してください。申込用紙等は隠岐の島町ホームページからダウンロードできます。

詳しくは左記までお問い合わせください。隠岐の島町ホームページをご覧ください。

問 隠岐の島町教育委員会
社会教育課 文化振興係
TEL 2・2126

**④ 住民税非課税世帯等に
対する臨時特別給付金
について**

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう「住民税非課税世帯及び家計急変世帯」に対し、1世帯当たり10万円を給付します。

▼支給対象世帯

① 「住民税非課税世帯」

- ・ 次の要件を全て満たす世帯
 - ・ 令和3年12月10日時点で隠岐の島町に住民票がある。
 - ・ 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である。
(生活保護受給世帯を含む)
- ※世帯全員が住民税課税者の扶養となっている場合は、給付対象外です。

② 「家計急変世帯」

- ・ 次の要件を全て満たす世帯
- ・ 申請時点で隠岐の島町に住民票がある
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、右記①の世帯と同様の事情にあると認めら

れる世帯。
※世帯全員が住民税課税者の扶養となっている場合は、給付対象外です。

※上記①の対象となる世帯は除きます。

▼受給権者（申請者）

本給付金の受給権者は、支給対象世帯の世帯主となります。

▼給付金の額

対象となる1世帯当たり、10万円を支給します。

▼支給スケジュール

本給付金の支給に関するスケジュールは左表のとおりです。

世帯の区分	確認書等発送日	受付開始日	申請期限
住民税非課税世帯	2月下旬	2月下旬	5月下旬
家計急変世帯	—	2月下旬	9月30日

【具体的な手続きの流れ】

①-1 住民税非課税世帯（「確認書」の対象者）

手続き	<ul style="list-style-type: none"> ①支給対象になり得る世帯に、町から「確認書」を送付 ②「確認書」の内容を確認し、必要事項をご記入の上、返信用封筒で返送する（返送期限3ヶ月以内） 「確認書」の記載内容（世帯主の氏名、住所、振込口座等）及び世帯の課税状況について確認 ③給付金の支給（振込）※「確認書」を受理した日から30日以内を目安に支給します。
-----	--

①-2 住民税非課税世帯（令和3年1月2日以降の転入者が含まれる世帯）

手続き	<ul style="list-style-type: none"> ①支給対象になり得る世帯に、町から「申請書」を送付 ②役場保健福祉課又は各支所に「申請書」等を提出 <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 申請者（世帯主）の本人確認書類の写し 2) 受取口座（原則として申請者（世帯主）名義口座）を確認できる書類の写し 3) 転入者全員分の「令和3年度住民税非課税証明書」の写し <ul style="list-style-type: none"> ③給付金の支給（振込）※「申請書」を受理した日から30日以内を目安に支給します。
-----	--

② 家計急変世帯

手続き	<ul style="list-style-type: none"> ①「申請書」を町ホームページ、役場保健福祉課又は各支所で取得する ②役場保健福祉課又は各支所に「申請書」等を提出 <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 申請者（世帯主）の本人確認書類の写し 2) 受取口座（原則として申請者（世帯主）名義口座）を確認できる書類の写し 3) 収入（所得）見込額申立書 4) 収入（所得）状況確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ③給付金の支給（振込）※「申請書」を受理した日から30日以内を目安に支給します。
-----	--

記号の説明 時＝日時 所＝場所 対＝対象・定員 申＝申し込み 内＝内容 問＝問い合わせ
 ￥＝費用・参加費 縮＝締め切り 出＝出演・講師・指導 他＝その他 持＝持ち物

▼「家計急変世帯」の留意事項

住民税均等割課税世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、住民税均等割が課される者全員のそれぞれの1年間の収入見込額等が、住民税均等割非課税世帯となる水準以下となる世帯です。

※新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は、本給付金の対象外となります。

※1年間の収入見込額は、令和3年1月から令和4年9月までの任意の1ヶ月の収入を12倍した額となります。

※非課税相当収入限度額は、下表のとおりです。

▼配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している方

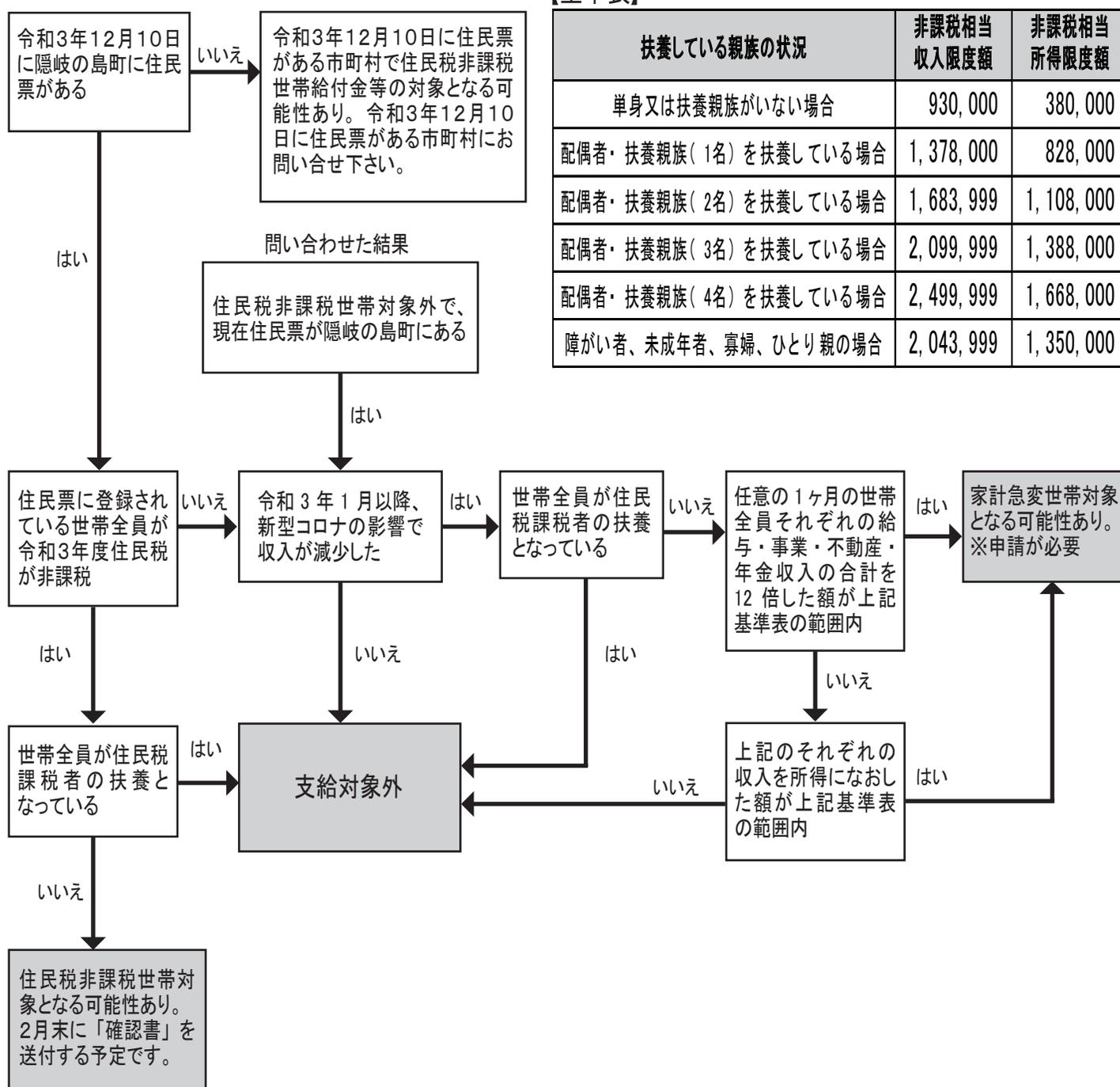
DV等を理由に住民票を移さずに本町に避難されている場合であって、避難されている世帯の状況が本給付金の支給対象となる場合、避難者本人に本給付金を支給することが可能ですので、左記までお問い合わせ下さい。

問 役場保健福祉課 地域福祉係
TEL 2・8561

～支給要件確認フローチャート～

【基準表】

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000	380,000
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000	828,000
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	1,683,999	1,108,000
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	2,099,999	1,388,000
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	2,499,999	1,668,000
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999	1,350,000



記号の説明 時=日時 所=場所 対=対象・定員 申=申し込み 内=内容 問=問い合わせ
 ￥=費用・参加費 縮=締め切り 出=出演・講師・指導 他=その他 持=持ち物

5 「こころの健康相談」
について

隠岐保健所で「こころの健康相談」を開催します。

精神科医師が、ご本人やご家族、支援者の方々の相談に応じます。

眠れない日が続く、憂うつや不安になる、物忘れが気になる方、周りから見てお酒やギャンブルがやめられない、ひきこもるようになり対応に困っているなどの相談にも応じます。医療受診に悩んでいる方もぜひご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、タブレットを用いたオンライン相談とさせていただきます。

相談は無料で、相談内容の秘密は守ります。また、相談は事前予約制です。

時 令和4年3月24日(木)
13時～17時まで

所 隠岐保健所

出 松江青葉病院の精神科医師
隠岐保健所保健師

締 令和4年3月10日(木)

問 隠岐保健所地域健康推進課
TEL 2・9712

6 自然観察会イベントの
開催について

大山隠岐国立公園隠岐管理官事務所では「隠岐の夜空 撮ってみよう、写ってみよう!天体観測×星空撮影体験会」を開催します。

星に詳しい講師のお話を聞きながら隠岐の夜の自然を楽しむイベントです。希望される方には初歩的な星空撮影のレクチャーをおこないます。星空撮影にチャレンジしたい方もぜひご参加ください!

身近にあっても意外と知らない隠岐の魅力をいっしょに再発見しましょう!

時 3月5日(土)19時～20時

※雨天・荒天の場合、翌日に延期

【延期・中止の場合、前日12時30分までに判断し参加者に連絡いたします。】

所 塩浜海水浴場
(隠岐の島町東町)

▼集合場所

塩浜海水浴場 東屋周辺

対 隠岐在住の方で、30名程度(先着順)

※小学生以下は保護者同伴

持 保険証(コピー可)、参加費、カメラ(任意)、三脚(任意)、双眼鏡(任意)、懐中電灯(任意)

※カメラ等を持参される場合は自己の責任において管理をお願いします。

▼服装

暖かく動きやすい服装(要防寒対策)、マスク

¥ 24円(保険代)

申 事前申込制

※問合わせ先にご連絡下さい。

締 3月2日(水)まで

問 大山隠岐国立公園
隠岐管理官事務所

TEL 090・5692・5717